

(案)

合国運協第〇〇号
令和6年 月 日

合志市長 荒木 義行 様

合志市国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 辻 藍

合志市国民健康保険事業の適正な財政運営について（答申）

令和6年5月20日付け、合健第66号で諮問のありました標記の件につきまして、令和6年5月20日開催の第1回運営に関する協議会、同年7月10日開催の第2回運営に関する協議会及び同年8月21日開催の第3回運営に関する協議会の3回の会議において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申することといたします。

令和6年度
合志市国民健康保険事業の運営に関する協議会

答申書（案）

令和6年（2024年）〇月〇日

1 合志市国民健康保険事業の状況

国民健康保険財政状況については、全国的にも厳しい状況であり、合志市においても、被保険者一人あたりの保険給付費等の恒常的な増加に伴い、熊本県への事業費納付金の一人あたり納付額が増加される中、国からの激変緩和措置の終了、医療の高度化による医療費の増加、社会保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少などにより、国民健康保険財政はさらに厳しい状況になることが見込まれている。

近年、本市の国民健康保険財政における単年度の実質的な収支は、マイナス計上となり、令和6年度は約2億3千万円を超える財源不足が見込まれている。

前回税率改定の平成24年度以降、国民健康保険事業財政調整基金を活用し、財源不足分に同基金を取り崩して充当を行い、保険税の引き上げ抑制を行ってきたが、令和6年度末での基金残高見込みが1億7千万円弱となり、令和7年度には枯渇し、本市の国民健康保険財政は赤字に転落する見込みから、国保税率の見直しを含めた財政状況の改善が求められる。

2 答申事項

2億3千万円の財源不足のうち4分の3にあたる1億7千万円を保険税で賄うこととし、国民健康保険税を下記のとおり改める。

	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	9.5% (+0.5%)	32,000 円 (+4,600 円)	23,500 円 (-2,800 円)
高齢者支援金分	3.2% (+0.9%)	10,800 円 (+4,200 円)	7,400 円 (+700 円)
介護納付金分	2.9% (+1.2%)	19,000 円 (+11,000 円)	— (-6,000 円)

3 答申理由

熊本県では事業費納付金の算定にあたり、事業費納付金の納入に必要となる保険料率として、標準保険料率を算定する。本市においては、現行税率と標準保険料率との乖離がみられる。そのため、適正な保険税率について議論を進めてきたが、本市の現行税率は標準保険料率と比較して低く、乖離の解消には税率の引き上げが適当である。これまで財政調整基金を活用しながら、保険税引き上げの抑制に努めてきたが、基金残高も減少しており、適正な財政運営のためには保険税の引き上げもやむを得ない。

しかしながら、昨今の物価高騰などの社会情勢、高齢者、低所得者が多くを占める国民健康保険被保険者の状況を踏まえ、標準保険料率までの保険税引き上げは困難である。また、熊本県では令和12年度に国民健康保険料率の県内統一を目標に取り組みが進められており、令和9年度には事業費納付金の算定方法の見直しが予定されている。

以上のことを踏まえ、保険税の見直しを行うが、財源不足額のすべてを保険税で賄うのではなく、4分の3を保険税で賄うこととし、収入が不足する部分については令和9年度までは財政調整基金による充当を継続しながら、同年度に予定されている事業費納付金算定方法の見直しを受け、再度保険税率の改定の必要性を検討することが適当である。

4 付帯意見

- (1) 税率改定の方針についてはやむを得ないが、市においては財源の確保及び医療費抑制に取り組み、中長期的な視点から国民健康保険財政健全化に向けて引き続き努めること。また、本市独自で行っている事業で利用者に偏りがみられる事業について、事業縮小などの検討を行うこと。
- (2) 税率改定や熊本県国民健康保険運営方針などについて、被保険者への周知活動を十分に行い、被保険者の理解を得られるよう努めること。
- (3) 県では国民健康保険料率統一化に向けた取り組みが進められているが、市町村間で財政負担の不均衡が生じないように、また市の独自性が損なわれないよう熊本県へ要望していくこと。
- (4) 高齢者、低所得者が多い国民健康保険制度の構造的な課題について、財源の見直しなどの方策を熊本県及び国へ要望していくこと。